

慶弔規程について

2024.4

丸山町会 会長 柳澤保雄

丸山町会 会則改訂作業G

会員各位殿

このたび、会員に最も身近な規程として、新たに慶弔規程を定めましたことをご連絡致します。

以前から、弔慰金、見舞金、役員退任記念品代は運営細則に定められていましたが、「慶」に関するものではありませんでした。

丸山町会 会則改訂作業Gによる運営細則改訂の作業・検討から下記の提案が出されました。

1. 丸山町会では弔慰金、見舞金、役員退任記念品代が運営細則に規定されている。しかし、会員の「慶」に対するものはない。
2. 他の町会・自治会では「慶」に対する祝い金を設けている所がある。丸山町会も新たに、「慶」に関する祝い金の制度を設けてはどうか。
3. 弔慰金は3,000円としているが、他の町会・自治会の弔慰金は5,000円としている所が多い。については5,000円に増額してはどうか。
4. 分かり易いように「慶弔規程」として一つに纏めてホームページ、広報まるやまに掲載して、会員に知って貰うべきである。

以上の様な経緯で新たに「慶弔規程」を作成し、4月13日の役員会で承認されましたので皆様に連絡致します。

注意事項

会則上の制限により今年度に限り、出産祝い金、入学祝い金の支給は6月の総会后となります。来年度は4月から支給致します。

※ 制限事項としての会則の該当部分です。祝い金の予算は、昨年はありませんでした。そのため、総会で予算を決定してからの支給になります。但し、それは予算を開始する今年度だけなのでご了承下さい。

(事業計画及び予算)

第34条 3. 第1項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

今後とも丸山町会の運営にご協力頂ければ幸いです。